



こんにちは！9月28日の**スーパームーン**はご覧になりましたか？2015年のスーパームーンは、中秋の名月の翌日でしたので、2日連続で月の観賞を楽しまれた方も多かったのではないのでしょうか？ちなみに、次回は2016年11月14日（356,511 kmで今年より接近するそうです。）、その次は2018年の、なんと1月1日だそうです！！今から待ち遠しいですね★



## 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」(平成27年度税制改正)

平成27年度税制改正において、「国外転出時課税制度」が創設され、7月1日から施行されています。いわゆる、「出国税(Exit Tax)」と呼ばれるものです。

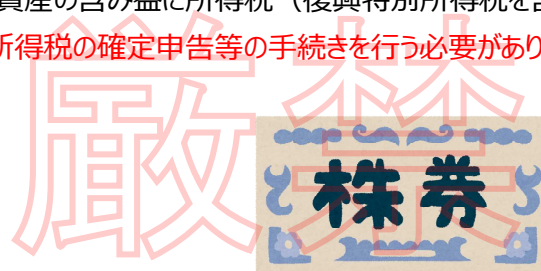
「国外転出時課税制度」は総称であり、①「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」と、②「贈与、相続等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」からなりますが、今回は、簡単に①をみていきましょう。

### <概要>

平成27年7月1日以後に国外へ転出（出国）する一定の居住者が、**1億円以上**の対象資産を保有している場合に、**出国時にその資産の譲渡又は決済があったものとみなして**、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含む。）が課税されるという制度です。国外転出時課税の対象者は、**所得税の確定申告等の手続きを行う必要があります。**

### <対象資産>

- 有価証券（株式、投資信託等）
- 匿名組合契約の出資の持分
- 未決済の信用取引・デリバティブ取引・発行日取引



### <対象者は？>

国外転出時において、①及び②のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者です。

- ① **1億円以上**の対象資産を所有している
- ② 国外転出日前10年以内（**直近10年間**）において、**国内に住居又は居所を有していた期間の合計が5年超である**

### <制度導入の経緯>

日本では株式等の売却益に対して税金がかかりますが、国によっては、キャピタルゲイン課税のない国（海外）もあります。そういった国へ、含み益を有する株式等を保有したまま出国し、その国の居住者となった後に保有する株式等を売却することで、日本の譲渡所得課税を回避するという事例があり、このような課税逃れを防止する策として、「出国税」の導入が検討されたのです。

### <納税の猶予の制度が設けられている>

国外転出時課税は、**未実現の含み損益を実現したものとみなして課税**をするものであるため、納税資金がない場合も想定されます。そこで、国外転出の時までに、一定の担保を提供し、納税管理人を選出して届出をする場合は、5年間（申請により更に5年の延長可能）納税義務を猶予してもらうことができます。

## 最低賃金改定のお知らせ

東京都 888円 ⇒ 907円へ

平成27年10月1日より、東京都の最低賃金が907円（時間給）に引き上げられます。給与計算を行われている事業主様は、従業員の方の賃金をお確かめください。

また、ハローワークにて求人募集をされている場合は、最低賃金以上の賃金となるように見直しが必要ですのでご注意ください。

東京都以外の道府県の賃金は、厚生労働省HP「地域別最低賃金の全国一覧」にてお確かめください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)



-国民年金保険料の納め忘れのある方へ-

平成27年10月1日からスタート!

### 「5年の後納制度（納付期限の延長）」

過去10年以内の未納の国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度（納付期限の延長）」は、9月30日をもって終了しましたが、10月から新たに「5年の後納制度」が始まります!

国民年金保険料は、納期限から2年が過ぎてしまうと、時効によって納付ができなくなりますが、平成27年10月1日から3年間限定で、過去5年以内の保険料を納付することができるという制度です。未納の保険料を支払うことで、将来の年金額の増加へつなげられますので、いま一度、ご自身の年金についてご確認ください。

## 税と社会保障の共通番号（マイナンバー）

法人番号・10月22日から通知!!

国税庁は、企業の法人番号の通知書の発送を、10月22日から地域ごとに分けて順次開始すると発表しました。国の機関・地方公共団体、東京都に本店がある企業から始まり、10月22日～11月25日の間に7回に分けて普通郵便で発送されます。

設立登記のない法人や人格のない社団などについては、11月13日に簡易書留で全国一斉発送されるそうです。また、国税庁は10月5日に、インターネット上に「法人番号公表サイト」を開設します。

通知書の発送以降順次、①商号または名称、②本店または主たる事務所の

所在地、③法人番号 — の3つの情報を掲載します。（「人格のない社団」などについては、公表の同意が得られた場合のみ）



### \*HPのお知らせ\*

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください!

また、過去の優経通信も、ホームページに掲載しております★

【弊社HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

## 今月のあなたの運勢



A型	B型	O型	AB型
新たな企画や新分野への進出はスピーディーな展開が必要です。遅れを取らないよう集中して行動しましょう!	目下との連携が功を奏する運勢。協力し合うことで相乗効果も期待できるため、問題が起きたら早めに対処を★	責任あるポジションを任せられストレスを感じることがありそう。自信を持ってこれまでの経験を生かす月です!	内面の充実に力を入れると後々の運勢アップにつながります。結果を焦らず着実に手を打つよう心掛けると吉!



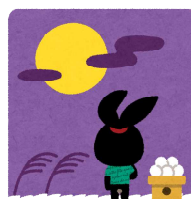
## 優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。